

# ライバーパック for クロス利用規約

## 第1条 (目的)

株式会社ハイホー（以下「当社」といいます。）は、以下に定める「ライバーパックforクロス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「ライバーパックforクロス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

## 第2条 (本サービス)

利用者は、本サービスとして、「リモートテクニカルサポート」と「セールスコンシェルジュ」のサービスを利用できるものとします。

## 第3条 (本規約の承諾及び利用契約の締結)

利用者は、本規約に同意し、当社が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。

## 第4条 (本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

## 第5条 (アカウント ID)

1. 利用者は、アカウント ID を第三者（国内外を問わないものとします。）に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
2. 利用者は、アカウント ID に対応する PIN コードを第三者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 利用者は、利用者のアカウント ID および PIN コードにより本サービスが利用されたとき（機器またはネットワークの接続・設定により、利用者自身が関与しなくともアカウント ID および PIN コードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。）には、当該利用行為が利用者自身の行為であるか否かを問わず、利用者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりアカウント ID または PIN コードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
4. 利用者のアカウント ID および PIN コードを利用して利用者とは第三者により同時に、または第三者のみによりなされた本サービスの利用については、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 利用者は、自己のアカウント ID、PIN コード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該利用者のアカウント ID および PIN コードが第三者に利用されたことによって当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

## 第6条 (利用者の登録情報等の変更)

1. 利用者は、当社へ届け出ている自身の住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限に変更があるときは、事前に当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 本条第1項の変更手続きがなかったこともしくは変更手続きの遅滞により、利用者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第7条 (本料金)

利用者は、本サービスの利用料として月額金3,000円（税抜）（以下「本料金」といいます。）を、当社が指定する方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料は、本規約第10条にて定める本サービスの利用開始日が属する月の翌月1日より発生するものとし、利用期間が1ヶ月に満たない場合でも日割り計算はされないものとします。

## 第8条 (通知)

1. 当社から利用者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

#### 第9条（変更・廃止）

1. 当社は、本規約（本規約に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします。）を民法第548条の4の規定に従い、変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、利用者の利用条件その他の利用契約の内容は、当社が指定する効力発生時期より、改定後の新規約が適用されるものとします。
2. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に変更または廃止することがあります。
3. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合についてはこの限りではありません。
4. 本条により当社が本規約の変更または本サービスの変更もしくは廃止をした場合、当社は利用者に対して、何ら責任を負わないものとします。

#### 第10条（利用期間等）

1. 当社にて、利用者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、当社が利用者に対して、当該完了に関する通知を発送した日又は別途当社が指定する日（以下「利用開始日」といいます。）より、利用者は、本サービスの利用が可能となります。
2. 本サービスの利用期間は、前項に定める利用開始日から、終了原因を問わず本サービスの利用契約が終了するまでとします。

#### 第11条（本サービスの解約）

1. 利用者は、当社が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 利用者は、前項に定める方法により、各月の1日から当該月の末日までに解約手続きを行った場合、当該月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

#### 第12条（解約後の措置）

1. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、利用者が当社に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
2. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

#### 第13条（本サービスの提供の停止及び解約）

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対し事前に通知することなく、利用者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき。
  - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から利用者に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
  - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑨ 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
  - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。
  - ⑪ 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、当社が不相当と判断したとき。
2. 当社は、利用者が、当社が利用者に対して請求する本料金を含む一切の料金の支払いを怠った場合には、利用者に対し事前に通知することなく、利用契約を解約することができる

- ものとします。
3. 当社は、利用者が利用契約を締結した後になって、以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前各項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
    - ① 利用者が実在しない場合。
    - ② 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
    - ③ 利用者の本料金を含む一切の費用の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
    - ④ 利用者が、成年被後見人、未成年者、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手續が成年被後見人によって行われず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
    - ⑤ 利用者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
    - ⑥ 利用者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
    - ⑦ その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
  4. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その利用者に解約の旨を通知もしくは催告するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
  5. 当社は、前各項に基づき、利用者との利用契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であってもサービスの復旧または再申込みを受付けないことができるものとします。

#### 第14条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、利用者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

#### 第15条（自己責任の原則）

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、①本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または②第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

#### 第16条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

1. 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
2. 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
3. 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
4. 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
5. 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
6. 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
7. 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
8. ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
9. 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。

10. 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
11. その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不相当と認める行為。

#### 第17条（著作権）

1. 本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。
2. 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - ① 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - ② 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

#### 第18条（当社の維持責任）

当社は、当社の本サービスの提供に必要なとなる設備（以下「本サービス用設備」といいます。）を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

#### 第19条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに利用者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社が設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第20条（個人情報の取扱）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその利用者の氏名および住所等をその事業者へ、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する必要があることについて、同意していただきます。
2. 当社は、本サービスの提供に当たって、別紙に定めるサポート対象第3項のソフトウェアなどを含めて本サービスのすべて、またはその一部で取得する情報およびその他利用者から取得した個人情報の取扱については、当社がホームページ上に定めるものとします。
3. 当社は、利用者による本サービスの利用状況、支払履歴・状況等に関する情報を当社の親会社及び当該親会社の子会社に提供することができるものとし、当社等は当社等が提供する商品・サービス等の申し込みの審査及びその他事業運営上必要となる事項に関し、当該情報を利用することができるものとします。

#### 第21条（保守等による本サービスの中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - ① 当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
  - ② 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
  - ③ 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
  - ④ 利用者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または利用者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、利用者が当

社に支払う12ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 当社は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
6. 当社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7. 当社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
8. 当社は、本規約の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）。
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを利用者に通知します。

#### 第23条（合意管轄）

利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第25条（協議）

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、利用者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

以上

2023年4月1日制定

(附則)

当社は、本サービスの利用契約が継続する限り、利用者に、特典として以下の通信端末修理費用保険を付与するものとします。なお、特典の利用範囲等は、別紙2に定めるものとします。

■特典：通信端末修理費用保険

- ① 本サービスに付随関連して、本サービス利用者が所有し、利用する特定の通信端末が偶然的な事故により外装の破損、損壊、水濡れ、故障等により生じた損害に関して、②に定める引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。
- ② 引受保険会社は、さくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）であり、引受保険会社と当社が通信端末修理費用保険契約を締結し、被保険者を本サービス利用者とすることで、本特典が付与されるものとします。

## 別紙1 本サービスの詳細

### (i) リモートテクニカルサポート

#### 【本サービスの利用方法】

リモートテクニカルサポート：

「リモートテクニカルサポート」とは、利用者のパソコンに関するお問合せにオペレータがお電話でお応えすることおよび、遠隔地にある利用者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、利用者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェアインストール、ウイルスチェック等を支援するサービスです。

#### <システム動作環境> 【OS】（日本語版に限ります。）

パソコン 32 ビット版 ・Windows XP（SP3のみ）

- Windows Vista
- Windows 7
- Windows 8
- Windows 8.1
- Windows 10

64 ビット版 ・Windows XP（SP3のみ）

- Windows Vista
- Windows 7
- Windows 8
- Windows 8.1
- Windows 10

Macintosh

- MacOS 10.6～10.11（intel チップ搭載機器に限る）

スマートフォン・スマートパッド ・Android 2.3 以降

- iOS6.0 以降

#### 【ブラウザ】

- Internet Explorer 6.0 以上
- FireFox 3.0 以上
- Safari 3.0 以上
- Opera 9.0 以上
- Chrome10 以上

#### 【接続回線】

ブロードバンド回線

#### 【パソコンの CPU】

Intel Pentium III 800MHz 以上 またはその互換のプロセッサ

#### 【ソケット通信】

Winsock1.0 以上

#### 【ネットワーク環境】

LAN、FTTH、ADSL、ワイヤレス 対応

#### <サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲>

リモートサポートの主なサポート対象およびサポート範囲は以下の通りです。なお、本別紙により規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、問題の解決をお約束するサービスではありません。

#### 1. 機器

##### 1. サポート対象

パソコン本体、モニタ、キーボード、マウス、ルータ、無線 LAN アクセスポイント、ハブ LAN カード等のネットワーク機器、ネットワーク接続可能なゲーム機器。

##### 2. サポート範囲

インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本的操作。

#### 2. OS

1. サポート対象  
Windows 98 Second Edition、Windows Millennium Edition (Me)、Windows 2000 Professional、Windows XP、Windows Vista、Windows 7、Windows RT、Windows 8、Windows 8.1、Windows 10、Android 2.3 以降、iOS6.0 以降、MacOS 10.6 ~10.11
2. サポート範囲  
インストール方法、個人利用を想定した基本的な操作方法、簡易診断。
3. ソフトウェア
  1. サポート対象  
ブラウザ、メーカー、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール。
  2. サポート範囲  
インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。
4. 接続サービス
  1. サポート対象  
FTTH サービス、DSL サービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。
  2. サポート範囲  
インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。

以上

## (ii) セールスコンシェルジュ

### 【本サービスの利用方法】

セールスコンシェルジュ：

「セールスコンシェルジュ」とは、利用者が利用者の視聴者等に対して紹介をする、当社が取り扱うサービスについてのお問合せに、オペレータがお電話でお応えするサービスです。

本サービスの利用方法は以下となります。

- ① 本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「セールスコンシェルジュ受付窓口」に、直接電話でご連絡下さい。

#### 【受付先】

セールスコンシェルジュ受付窓口

T E L 別途当社から利用者に対して通知するものとします。

受付時間 10：00～18：00（年末年始を除きます。）

- ② 本サービスご利用の際、利用者自身が本サービスに加入されていることを申告していただくこととします。また、本サービスをご利用頂く際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者様が利用者（利用者）ご本人であることの証明をお願いする場合があります。
- ③ 本サービスの運営及び提供に関する業務の全部または一部を、当社の責任において、提携先企業その他の第三者に委託することがあります。
- ④ 本サービスは、日本語により日本国内でのみ提供いたします。

以上



---

**通信端末修理費用保険特典**


---

**1. 概要**

本サービスに付随関連して、利用者が所有し、利用する通信機器（スマートフォン、タブレット端末（タブレットPCを含みます。）、ノートパソコン、スマートウォッチ、モバイルゲーム機、モバイル音楽プレーヤー、モバイルルーター、デスクトップパソコンをいい、以下「対象端末」といいます。）の物損・電氣的機械的故障等により利用者に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険利用者を当社、被保険者を利用者とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。

**2. 対象端末（保険の対象）**

- (1) 以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
  - ① 本サービス利用開始日時時点でメーカー発売日から5年以内の製品であるか、またはメーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本サービス利用開始日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明がとれる通信端末機器とします。
  - ② 端末機器購入時および本サービス利用開始日時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
  - ③ 利用者の所有する端末。
  - ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
  - ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
- (2) 通信端末修理費用保険の保険金請求後、当該端末を対象端末として2端末を上限に登録を行います。2端末の登録以降の利用は、登録された端末のみを対象端末とします。ただし、対象端末の下記表の対象期間経過を経過した場合は、登録は解除され、新たな端末を対象端末とすることができますものとし（この場合、登録解除後の初回の利用後に新たな端末が対象端末として登録されます）。
- (3) 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。
- (4) 以下のものは、対象端末から除かれます。
  - ① 利用契約締結1年以前に購入した端末
  - ② 下記表の対象期間経過後の端末。

- ③ 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（ACアダプタ、ケーブル、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、その他類似機器・製品等）。
- ④ 対象端末内のソフトウェア。
- ⑤ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑥ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な加工・改造・過度な装飾がされた当社が判断した端末。
- ⑦ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑧ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑨ 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末機器。
- ⑩ 業務に利用されている通信端末機器
- ⑪ 中古製品として購入された通信端末機器

**3. 補償期間**

- (1) 利用者は、利用契約の契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。
- (2) 通信端末修理費用保険利用（保険金請求）後、2端末を上限に当該端末を対象端末として登録を行います。ただし、対象端末の下記表の対象期間経過を経過した場合は、登録は解除され、新たな端末を対象端末とすることができるものとし（この場合、登録解除後の初回の利用後に新たな端末が対象端末として登録されます）。

**4. 保険金の金額**

当社は、利用者に以下、5. 記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1利用者あたり1年（起算日は、利用開始日とします。）につき5. 補償の範囲の表に記載の保険金額（非課税）を上限として、利用者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

| 対象端末の種別  |                            |             | 対象期間 |
|----------|----------------------------|-------------|------|
| スマートフォン  | タブレット端末<br>(タブレットPCを含みます。) | ノートパソコン     | 5年   |
| スマートウォッチ | モバイルゲーム機                   | モバイル音楽プレーヤー |      |
| モバイルルーター | デスクトップパソコン                 |             |      |

#### 5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

| 対象端末<br>(※1) | 対象期間<br>(※2) | 保険金額<br>(※3)                         | ご利用上限回数<br>(※6)          |
|--------------|--------------|--------------------------------------|--------------------------|
| モバイルルーター     | 5年           | 修理可能：最大5万円 (※4)<br>修理不能：最大2.5万円 (※5) | 1補償年度毎に同一端末につき1回、合計2端末まで |
| モバイルゲーム機     |              |                                      |                          |
| モバイル音楽プレーヤー  |              |                                      |                          |
| タブレット端末      |              |                                      |                          |
| スマートフォン      |              |                                      |                          |
| スマートウォッチ     |              |                                      |                          |
| ノートパソコン      |              |                                      |                          |
| デスクトップパソコン   |              |                                      |                          |

※1 利用時に、2端末を上限に対象端末の登録を行います。以降の利用は対象端末の補償の対象端末とします。なお、機種変更等により対象端末に変更がある場合は、当社に届出するものとします。

※2 対象端末に応じて、対象期間（起算日は製品購入日）を保険金のお支払い対象期間とします。但し、サービス申込日より1年（起算日は利用開始日）以前に購入した端末は対象外とします。尚、一度、対象端末が登録された後、対象期間を経過した場合は、対象端末の登録は解除され、新たに対象端末の登録を行えるものとします。

※3 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能で、利用者が別途対象端末の同等品を購入した状況を指します。

※4 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金（非課税）を

お支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※5 利用者が修理不能端末を購入した際に要した費用の50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（非課税）をお支払いします。

※6 一の利用者に対して支払われる保険金（非課税）の上限額は、1年間（起算日は利用開始日）につき10万円です。利用開始日より1年間、2つの対象端末（2つ目の対象端末が、1つ目の対象端末と同一の場合は除外します。）を上限として、保険金の支払を受けることができます。なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

#### 【提出必要書類】

| 区分        | 提出必要書類  |
|-----------|---|
| 「修理可能」の場合 | ①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書<br>②修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの<br>③損害状況・損害品の写真<br>④メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑） |

|               |   |
|---------------|---|
| 「修理不能」<br>の場合 | <ul style="list-style-type: none"><li>①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書</li><li>②修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの</li><li>③新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの</li><li>④修理不能となった対象端末のメーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）</li><li>⑤損害状況・損害品の写真</li></ul> |
|---------------|---|

## ■保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 利用者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 利用者と同居しない親族、利用者の法定代理人、利用者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 利用開始日以前に利用者に生じた、お支払要件に定める被害
- (12) 利用契約が終了した日の翌日以降に利用者に生じた、お支払要件に定める被害
- (13) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
- (14) 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末を利用者以外の者が使用している場合
- (16) 対象端末が、利用者以外の者が購入した端末であった場合
- (17) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (19) 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- (20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (21) 対象端末を盗難または置き忘れ・紛失した場合
- (22) 対象端末を、加工または改造した場合
- (23) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
- (24) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料・Apple エクスプレス交換サービス利用料 など）
- (25) 取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した電氣的・機械的故障
- (26) 詐欺、横領によって生じた損害
- (27) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
- (28) 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
- (29) 日本国外で発生した事故による損害
- (30) 対象端末が盗難によって生じた損害
- (31) 中古品として購入した対象端末に生じた電氣的・機械的的事故に起因する損害
- (32) ソフトウェアに起因する損害

以上